

平成 30 年 10 月 12 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博  
(公印省略)

「平成 30 年度北海道観光欧米市場誘客促進事業-アドベンチャートラベルガイド育成事業」  
の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠に  
ありがとうございます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企  
画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名  
平成 30 年度北海道観光欧米市場誘客促進事業-アドベンチャートラベルガイド育成事業
2. 事業目的  
クルーズ船寄港による外国人観光客数の増加。
3. 実施期間  
契約締結日～平成 31 年 3 月 29 日（金）（予定）
4. 業務内容
  - (1) アドバイザー・コーディネーターの選定
  - (2) 有識者会議の実施
  - (3) アドベンチャートラベルガイド育成研修（ワークショップ）の実施
  - (4) 報告会の実施
5. 企画提案参加表明受付期間  
平成 30 年 10 月 25 日（木）17 時まで
6. 企画提案書提出期限  
平成 30 年 11 月 1 日（木）15 時まで
7. スケジュール（予定）

10 月 12 日（金）	公示・観光機構WEBサイト掲載
10 月 25 日（木）	企画提案参加表明締切
11 月 1 日（木）	企画提案書の提出期限
11 月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
11 月中旬	契約締結、業務開始

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

誘客推進事業部海外プロモーショングループ 佐藤

TEL 011-231-6736 FAX 011-232-5064

E-mail sato@visithkd.jp

# 平成 30 年度北海道観光欧米市場誘客促進事業 - アドベンチャートラベルガイド育成事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

## 1. 目的

本事業においては、アドベンチャートラベル層向けのプロモーションを展開しているが、欧米の多様なニーズに対応したアドベンチャートラベルガイドの強化・整備が必要である。

そこで、プロモーションと並行して地域の特徴や魅力を案内するアドベンチャートラベルガイド育成事業を実施し、北海道のアドベンチャートラベル全体の底上げを図る。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施

## 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

## 5. 委託事業費（上限） 5,000,000 円（消費税込み）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～平成 31 年 3 月 29 日（金）

(2) 業務スケジュール：

10 月 12 日（金）：公示・観光機構 HP に掲載

10 月 25 日（木）：企画提案参加表明

11 月 1 日（木）：企画提案の受付・受領期限

11 月上旬：企画提案の審査、委託事業者決定

11 月中旬：契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

平成 31 年 3 月 29 日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

### (1) 事業の概要

- ① 本業務は、アドベンチャートラベルの3つの要素の内、自然、身体的活動に力点を置き、北海道で既にガイドを行っているアウトドア、アドベンチャー関連事業者等を対象に、欧米のアドベンチャートラベル層の多様なニーズに対応した即戦力ガイドとしてスキルアップを図り、グローバル市場に対応できる専門家を育てるため、研修を通じて現地ガイドの受入体制の強化を図る。
- ② アドベンチャートラベルのガイドに熟知した方、アウトドア・アドベンチャーの関係機関等と連携し、ガイドを育成するための体制を構築した上で、取り組みを実施する。
- ③ 次年度以降も継続的な手法として活用できる仕組みを念頭に置いた上で、ガイド育成事業を行う。

### (2) アドバイザー・コーディネーターの選定

アドベンチャートラベルガイドの育成にあたり、欧米のアドベンチャートラベル層のニーズを理解し、アドベンチャートラベル関連のアドバイザー・コーディネーターを選定する。

- ・既にアドベンチャートラベルガイドとして活躍している方やアドベンチャー関連の資格、認定制度に精通した方を選定すること。

### (3) 有識者会議の実施

アドベンチャートラベルガイドの育成に必要な研修内容を検討するため、上記アドバイザー・コーディネーターによる有識者会議等を実施する。

- ・実施時期：11月～12月上旬
- ・有識者会議を必要に応じて複数回開催し、アドベンチャートラベルガイド育成に必要なスキルを身につけるための具体的な研修内容を検討・設定すること。

（例）アドベンチャーとアウトドアの違い・明確化、外国語対応

欧米のニーズに対応した内容（楽しませ方、エンターテインメント性）等

- ・実施にあたっては、アウトドアやアドベンチャーに関連する機関とも連携した取り組みとすること。
- ・有識者会議の人選、内容（進め方等）を提案すること。

### (4) アドベンチャートラベルガイド育成研修（ワークショップ）の実施

有識者会議で検討された内容を基に、アドベンチャートラベルガイドのスキルアップに必要な研修（ワークショップ）を実施する。

- ・実施時期：12月～2月下旬
- ・開催地域：道内4か所程度
- ・回数：有識者会議の内容により、複数回の実施可
- ・人数：各地域10～15名程度

### (5) 報告会の実施

本事業の総括を行い次年度に繋げるための報告会を実施する。

- ・有識者や連携機関を交えた報告会を実施すること。
- ・実施時期：3月中旬

### (6) その他の提案

- ・上記7の(1)～(5)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、ガイド育成に効果的と思われる企画を提案することも可とする。
- ・他の育成事業と連携した取り組みも可とする。
- ・事業の取り組みを広報するパブリシティ（道内新聞、テレビ、WEB等）も実施すること。

### (7) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・今回の育成事業での理解度やアウトプットイメージ、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定すること。
- ・受講者へのアンケート調査を実施するなど、事業の取り組み内容に応じた成果を整理、検証し、課題、提言等により報告書を作成すること。

## 8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成 30 年 10 月 25 日（木） 午後 5 時

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーション G  
(担当：佐藤) E-mail：sato@visithkd.jp

(3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

## 9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、本事業類似事業の実績について、過去 2 年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

事業受託者職員の人件費を見積書に明記すること

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

※交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

## 10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格は A4 版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページ A3 用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は 1 社 1 提案とする。

例) A 案・B 案と複数の提案を記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 6 部（会社名、業務従事者指名を記載したもの 1 部、記載しないもの 5 部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ  
(担当：佐藤) 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 平成 30 年 11 月 1 日（木） 午後 3 時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX やメールでの提出は不可。

## 1 2. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が 4 社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位 3 社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、5 名までとする。

## 1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

### (1) 企画提案の目的適合性

提案内容が的確で、事業実施に十分な能力を有する企画となっているか。欧米のニーズ特性を的確に捉え、道内の関係事業従事者の資質の向上に繋がる効果的な企画提案がされているか。

### (2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

### (3) 業務遂行能力

アドベンチャートラベルガイド育成を行う知見やノウハウ、事業を滞りなく遂行する経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。

## 1 4. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は北海道観光振興機構に帰属します。

(5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際は、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

① 「事業の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）…再委託を行うことはできない。

② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

## 1 5. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「平成30年度北海道観光欧米市場誘客促進事業－アドベンチャートラベルガイド育成事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「平成30年度北海道観光欧米市場誘客促進事業－アドベンチャートラベルガイド育成事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

### (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

### (取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ